

を行う地籍細部測量を実施します。

また、道道船岡美国港線から西側の山岸地区については、昨年設置した地籍図根三角点を基準として、地籍図根多角点測量業務の実施を計画しており、併せて区域内の公園等の資料調査業務を実施します。

円滑な事業の推進を図るため、昨年同様具体的な作業内容の説明会を開催しますので、引き続き、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 水道関係

簡易水道事業特別会計の財政の健全化をめざして昭和58年度末の水道料金の引上げ改定を4月からすることとしました。

このことの重要性については、引き続き、町広報紙等により住民周知に努めるとともに、美国船岡地区の加入促進対策並びに滞納対策の推進についても引き続き努力してまいります。

# 教育行政執行方針

(要約版)



## 地域の特色ある 教育環境づくりを

### はじめに

今日、科学技術の高度化、情報化社会の一層の進展、少子化や高齢化など、社会情勢が大きな転換期にある中で、人材育成は豊かな未来をつくりあげるための礎となります。その原動力は何よりも次代を担う子どもたちであり、「郷土を愛し新しい時代を切り拓く、豊かな心、健康やかたたくましい心身の調和のとれた人間性の育成」のため、学校、家庭、地域そして行政がそれぞれ役割と責任を果たしつ

つ協同しながら地域にふさわしい特色ある教育環境づくりを行うことが極めて重要です。

このような認識の下、子どもたち一人ひとりが学ぶ楽しさを感じながら個性や能力を伸ばし、基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと身につけさせるとともに、自ら考え主体的に行動する力など「確かな学力」の育成や、自ら善悪を判断し、他人を思いやる「豊かな心」の育成に努め、学校と家庭、地域が連携し、学校の内外を通じた奉仕活動や自然に親しむ体験活動などの推進に努めます。

さらに、子どもの「健やかでたくましい心身の育成」のため、体育授業の充実と各種の部活動の振興に、また、望ましい生活習慣や食育に関する指導など、家庭や地域の教育力の強化に向けた、教育環境づくりを推進します。

「地域に開かれ信頼される学校づくり」を実現するためには、保護者や地域住民が積極的に参画し、学校運営にあたっての情報や課題を共有しながら、それぞれの地域の特色ある学校づくりの実現のため、学校評議員制度を活用します。

## 生徒指導

児童・生徒の豊かな人間形成を育む生徒指導については、児童・生徒に命を大切にすると、美しいものに感動する心、相手を思いやる心など、あらゆる体験活動を通し、一人ひとりのよさを見つけ、より主体的に行動ができる力を育む教育を推進します。

いじめ、暴力行為、薬物などの少年の非行防止と健全育成は現代社会全体に投げかけられた

課題です。

無限の可能性を持つ子どもたちが、あとから事の重大さに気づくという事態は、決してあってはならないことであり、学校や家庭、地域及び関係機関などと緊密な連携強化を図るとともに、地域社会全体で事故の未然防止に向けた取り組みと指導の充実に努めます。

## 児童・生徒の安全対策 と健康教育

児童・生徒が伸び伸びと健康やかに成長するためには、あらゆる教育活動を通じ、安全の確保や心身の健康管理などの指導が極めて重要です。

安全対策と指導については、小さな町だからと安心できることではないと考えます。



学校の管理下における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関、団体などと連携し、通学路の安全点検や巡回、安全マップの作成、防犯教室の実施など、児童・生徒の発達段階に応じた実践的な安全教育を推進し、地域全体で見守る体制の整備を進めます。

健康教育については、近年、子どもたちの食生活の変化とそれに起因する心身の健康問題が深刻になってきており、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくためにも家庭とともに学校給食においてもバランスのとれた栄養豊かな食事を提供することで健康増進・体位の向上を図ります。また、食育を通して望ましい人間関係と正しい生活習慣を養うために保護者、学校、地域が連携を図り、食に関する指導の充実と地場産品の活用など献立の工夫にも努めます。

## 教職員の資質の向上

学校教育の成果は、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力に負うところが大きく、自らの資質能力の向上のため、校内研修や研修機関への積極的な参加と経験を積み重ねることにより、専門的知識が養われ、児童・生徒への深い愛情と使命感、豊かな指導力を備え持ち、教育の専門家として保護者の皆さんに信頼される教員であることが地域住民が第一に期待しているところ です。

また、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地域にかかわりながら自らを高め、学校教育の実践に生かせるよう、資質の向上に努めます。

## 国際理解教育

国際化が一層進展している今日の社会において、外国の人々と、日常的に接する機会が多くなり、学校教育における国際化への対応は極めて重要です。

国際社会の一員として生活習慣、価値観の違いなど、異なる文化の人々と共生し、行動する態度、能力の基礎を育成する必要があります。

昨年は、北海道海外技術研修員との交流を通じ、これまで未



## 生涯学習社会における社会教育の推進

本年は、第4次積丹町社会教育中期計画の推進の初年度です。「いきがいがあり、うるおいのある地域づくり」を求め、自ら学び、自ら活動する社会教育の推進」を基本方針とし、第3次計画の反省にたつて、町民各位の意向調査を踏まえ、時代の変化に対応する町民の学習活動への支援や学習条件の整備など、更なる充実と生涯学習社会の構築が必要です。

生涯学習は、個々の生活実態や地域の実情に即し、自主的・積極的に進めることが肝要であ



り、地域や団体と連携しながら学習領域において、学習の場の提供や学習プログラムの工夫、情報提供など学習環境の諸条件整備を行います。

少子化や核家族化などにより、家庭の機能や役割などの環境が変化し、子育てへの悩みや不安を抱えている傾向にあることから、関係機関と連携を図り、学習の場の提供や情報提供など、家庭教育の推進のための環境づくりに努めます。

成人教育・高齢者教育にあつては、地域において中心的な役割であり、地域の活性化の人材として期待されていることから、学習意識の高揚など、学習機会の充実にも努めます。

## スポーツ活動の振興

町民の誰もが生涯にわたつてスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加し、健康で充実した生活を営むため、健康づくり、体力づくりに寄与する生涯スポーツの振興に努めてきたところ です。

その拠点施設である海洋センターは極めて重要な役割を担ってまいりました。

特に、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団(B & G 財団)が目指す高齢者の健康づくり事業の一環として、昨年2月「転倒・寝たきり予防事



業」のモデルセンターとしての指定と使用器材の贈呈を受け、高齢者率の高い本町において、予防事業の果たす役割は非常に大きく、介護予防サービスマス事業や地域支援事業など、新たな介護保険事業などの福祉分野事業と連携した取り組みの中で、日頃、体力づくりやスポーツ活動に親しむ機会が少ない方でも関心のもてる各種教室の開催と誰もが楽しく参加できる健康づくり教室などの強化を図ります。

また、町民の健康増進を図る上で、専門的な知識や技能を有した指導者の配置が必要であることから、その人材育成に引き続き努めます。

## 教育行政の組織改革

厳しい町の財政状況を乗り越えるため、あらゆる行政分野の「行財政改革」が進められているところですが、教育委員会においても、事務局組織のスリム化や所掌事務事業の執行の効率化を図ることを目的に、役場庁舎3階の現事務所及び文化センター三階の図書コーナーを、海洋センターへ移転、集約するなどの改革を検討しているところと見られます。

現在、センターの譲渡元であるB&G財団との事務所等の移転に伴う諸協議を急いでいるところであり、協議が整いしだい、早期にその実施を図りたいと予定しております。

# 審議された要件

### 議案第1号

積丹町国民保護対策本部及び積丹町緊急対処事態対策本部条例について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の制定に伴い新たに条例を制定するものです。我が国が武力攻撃事態等に至ったときは、同法第25条に基づき指定を受けた都道府県及び市町村は、国民保護計画に基づき国民保護対策本部を設置しなければならないとされていることから、同法第31条及び第183条によりかかる条例を制定するものです。

（原案可決）

### 議案第2号

積丹町国民保護協議会条例について

議案第1号に関連して国民保護計画は、すべての都道府県及び市町村が策定することとされており、その際、幅広く住民から意見を求め、関係する者から意見を聴取することとされていることから、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条によりかかる条例を制定するものです。

（原案可決）

### 議案第3号

積丹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が平成15年9月2日から施行されたことに伴い新たに条例を制定するものです。

指定管理者制度を導入する公の施設の指定手続等に関し、共通する基本的な事項を定めるため、かかる条例を制定するものです。

（原案可決）

### 議案第4号

積丹町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員給与構造改革に準じた本町職員の給与制度を改め、平成18年4月1日を施行期日とするものです。

その主な内容は、

- 一、給料表及び昇給等給料制度の見直し
- 給料表の水準を全体として平均4・8%引下げ、若年層については、引下げを行わず、中高年齢層については、7%引き下げることにより、給与カーブのフラット化を図るほか、きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸を4分割とする。

- 二、勤務実績の給与への反映
- 年4回の昇給時期を年1回（1月1日）に統一するほか、

職員の勤務実績が適切に反映される昇給制度（勤務評価）を導入するなどです。

（原案可決）

### 議案第5号

積丹町エイジングステーション設置及び管理条例の一部を改正する条例について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の施行による新たな対象事業の創設に伴い、本条例で定める事業種目の追加を要するため、かかる条例の一部を改正するものです。

（原案可決）

### 議案第6号

重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、本条例で定める障害者医療給付事業対象者に係る規定の整備を要するため、かかる条例の一部を改正するものです。

（原案可決）

### 議案第7号

積丹町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

公営住宅法施行令（平成17年政令第357号）により町営住宅への入居替えに係る要件が厳

和されたことにより、関係条文規定の一部を改正するものです。

(原案可決)

議案第8号

報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

行財政改革の推進を図る一環として、報酬委員の日当支給額の引下げ改定するものです。

また、積丹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づく「指定管理者選定委員会委員」の設置及び積丹町国民保護協議会条例第2条に基づく「積丹町国民保護協議会委員」の設置に伴い、日額報酬委員の追加を要するため、かかる条例の一部を改正するものです。

(原案可決)

議案第9号

積丹町介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)の施行に伴い、本条例で定める保険料率の区分及び第3期介護保険事業計画の介護保険の給付見込み及び地方税法の改正による保険料等の改正並びに地域包括支援センターの設置時期等を定める必要があるため、かかる条例の一部を改正するものです。

(原案可決)

議案第10号

積丹町設置条例の一部を改正する条例について

平成16年9月1日の行政組織のスリム化と行政の効率化を柱とする役場行政組織の第3次組織改革として平成18年4月1日から現行の8課1室を、7課1室とするため、かかる条例の一部を改正するものです。

組織改革の内容は、現行の水産課と商工観光課を統合し、「水産商工観光課」とするものです。

(否決)

議案第11号

財産の貸付けに関する件について

積丹町歯科診療所の貸付期間が本年3月末で満了となるため、地方自治法第96条の規定により議会の議決を得て、引き続き無償で貸し付けようとするものです。

(原案可決)

議案第12号

平成17年度積丹町一般会計補正予算(第七回)

現行予算から3,267万7千円を減額し、25億7,717万2千円に補正するものです。

補正の主なるものは、歳入については、次世代育成支援対策交付金

1 13万4千円増額  
保険基金安定負担金  
1 11万4千円増額  
重度心身障害者医療費補助金  
1 40万円増額

緑資源機構造林事業費負担金  
6 04万8千円減額

老人保健負担金  
1 00万4千円減額

へき地保育所補助金  
3 92万7千円減額

前年度繰越金  
1, 974万3千円減額

観光施設(味処しやこたん)売上収入  
3 55万4千円減額

歳出については  
3 00万円増額

最終処分場管理運営業務(燃料費等)  
45万円増額

塵芥収集業務(燃料費等)  
58万円増額

除排雪委託料  
1, 900万円増額

人件費関係  
1, 660万3千円減額

他会計繰入金  
1, 107万6千円減額

短期人間ドック等委託料  
3 11万円減額

最終処分場管理運営業務委託料等  
3 00万円減額

緑資源機構造林事業費  
4 81万1千円減額

水産種苗生産センター事業委託料  
1 06万円減額  
観光施設運営費  
4 16万円減額  
などです。

(原案可決)

議案第13号

平成17年度積丹町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)

現行予算から201万6千円を減額し、2億7,480万4千円に補正するものです。

歳入については  
8万4千円増額

簡易水道手数料(滞納繰越分)  
8万4千円増額

簡易水道使用料(現年度分)  
1 30万円減額

簡易水道給水装置設置資金貸付金収入  
80万減額

歳出については  
80万円減額

簡易水道給水装置設置資金貸付金  
80万円減額

量水器取替工事費等  
80万円減額  
などです。

議案第14号

平成17年度積丹町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)

事業勘定において、現行予算に1,812万円を追加し、6億7,278万4千円に補正するものです。

歳入については、財政調整交付金

2, 772万5千円増額  
療養給付費交付金(現年度分)  
5 90万円減額  
一般会計繰入金  
2 20万5千円減額  
などです。

(原案可決)

議案第15号

平成17年度積丹町下水道事業特別会計補正予算(第2回)

現行予算から994万円を減

一般被保険者療養給付費  
3, 650万円増額

一般被保険者高額療養費  
3 00万円増額

退職被保険者療養給付費  
4 50万円減額

老人保健医療費拠出金  
1, 026万円減額

直診勘定において、現行予算から3,882万円を減額し、9億7,099万1千円に補正するものです。

歳入については  
4 00万円減額

国民健康保険診療報酬収入  
4 00万円減額

(現年度分) 1, 482万円減額

歳出については  
8 82万円減額

人件費関係  
3, 882万円減額

(原案可決)

特別会計補正予算(第2回)

額し、9、843万円に補正するものです。

歳入については

集落排水事業分担金(現年度分)

120万円減額

一般会計繰入金774万円減額

集落排水施設設備資金貸付金

100万円減額

歳出については

集落排水施設改造資金貸付金

879万円減額

施設管理委託料120万円減額  
などです。

(原案可決)

議案第16号

平成17年度積丹町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)

現行予算に1、834万6千円を追加し、2億6、060万7千円に補正するものです。

歳入については

介護給付費負担金(現年度分)

632万4千円増額

調整交付金307万8千円増額

介護給付費交付金

723万5千円増額

一般会計繰入金

170万9千円増額

歳出については

居室介護サービス等給付費

1、812万5千円増額  
などです。

(原案可決)

議案第17号

平成17年度積丹町介護福祉サービス事業特別会計補正予算(第3回)

現行予算から284万円を減額し、6、454万円に補正するものです。

歳入については

一般会計繰入金284万円減額

歳出については

人件費関係 284万円減額  
です。

(原案可決)

議案第18号

平成17年度積丹町産業交流層用対策推進事業特別会計補正予算(第2回)

現行予算から2、516万6千円を減額し、2億2、025万6千円に補正するものです。

歳入については

入館料 1、304万円減額

売店売上収入 480万円減額

軽食売上収入 640万円減額

歳出については

施設管理費

1、284万1千円減額

印刷材料費 600万円減額  
などです。

(原案可決)

議案第19号

平成18年度積丹町一般会計予算

予算総額は、23億7、976万3千円で、前年度対比4・23%の減です。

歳入においては、自主財源の乏しい、更に厳しい財政運営を強いられる状況を迎えており、補助金、交付金などの特定財源並びに過疎債等の良質な起債による財源の確保に努めます。

歳出においては、行財政改革の推進と連動させ、経常経費の節減や各種事務事業の効率的な予算執行に努めることに留意しながら編成しました。

(原案可決)

議案第20号

平成18年度積丹町老人保健特別会計予算

予算総額は、6億29万8千円で、前年度対比2・33%の減です。

(原案可決)

議案第21号

平成18年度積丹町簡易水道事業特別会計予算

予算総額は、1億5、138万8千円で、前年度対比7・73%の減です。

(原案可決)

議案第22号

平成18年度積丹町国民健康保険事業特別会計予算

事業勘定の予算総額は、5億2、381万5千円で、前年度対比0・12%の増です。

1億3千万円を超える累積赤字をかかえ、急がれる本特別会計の健全化をめざして、平成18年度から国保税の引上げ改定を行うこととしましたが、昨年来の改革論議に沿って他の改革検討課題の克服にも引き続き努めます。

(原案可決)

議案第23号

平成18年度積丹町下水道事業特別会計予算

予算総額は、9、410万1千円で、前年度対比3・72%の減です。

(原案可決)

議案第24号

平成18年度積丹町介護保険事業特別会計予算

予算総額は、2億6、478万1千円で、前年度対比13・17%の増です。

(原案可決)

議案第25号

平成18年度積丹町介護福祉サービス事業特別会計予算

千円で、前年度対比4・28%の減です。

議案第26号

平成18年度積丹町産業交流層用対策推進事業特別会計予算

予算総額は、2億2、439万1千円で、前年度対比7・09%の減です。

(原案可決)

議案第27号

積丹町手数料条例の一部を改正する条例について

石綿(アスベスト)による健康被害の迅速な救済を図るため石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第83条の規定に該当する者について、戸籍事項の証明手数料を免除する規定を追加するものです。

(原案可決)

報告第1号

株式会社積丹観光振興公社運営状況報告  
第20期(平成17年度決算状況及び第21期・平成18年度営業計画)について、地方自治法第43条の3第2項の規定により報告するものです。

(報告)

